

令和5年度喫煙対策実施状況調査結果の概要

山 梨 県

第1 調査の概要

1 目的

喫煙は喫煙者本人のみならず、周囲の非喫煙者の健康にも影響を及ぼすことから、重要な健康課題のひとつである。令和2年4月1日、「健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正健康増進法」)」が全面施行され、多数の人が利用する施設などにおける受動喫煙対策が強化された。

本調査は、こうした法整備を踏まえ、県内の施設や事業所等における喫煙対策の状況を把握し、本県のたばこ対策の推進を図るための基礎データを得ることを目的として実施した。

2 実施主体

山梨県

3 調査方法

郵送調査法とし、調査票の回答方法は自記式による。

4 調査期間

令和5年11月22日～令和5年12月20日

5 調査基準日

令和5年12月1日

6 調査対象数

国・県の機関、市町村(教育委員会含む。)、病院、学校、
民営事業所(従業員が50人以上) 計 1,132 箇所

7 回答施設数及び回収率、対象者数

施設数 781 施設 / 回収率 69.0 % (前回 69.5%)

対象者数 男性 28,442 人、女性 23,658 人 計 52,100 人 (前回 71,717 人)

【表1】 調査対象別の回収率及び対象者数

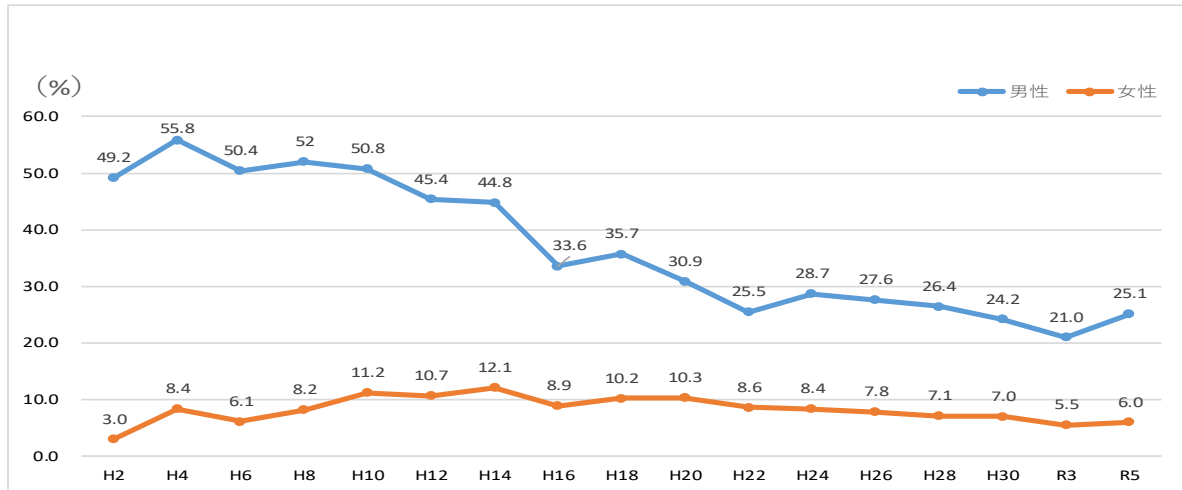
所属名	対象施設数	回収施設数	回収率	対象者		
				男性	女性	計
国の機関	89	61	68.5	988	326	1,314
県の機関	83	55	66.3	2,713	859	3,572
病院等	68	52	76.5	2,274	5,365	7,639
市町村関係	54	31	57.4	2,276	2,343	4,619
小学校、中学校、高等学校、支援学校	310	288	92.9	3,562	4,284	7,846
大学、短期大学、専門学校	35	28	80.0	1,857	2,403	4,260
民営の事業所	484	266	55.0	14,772	8,078	22,850
不明	9	0	0.0	0	0	0
所属複数		0		0	0	0
合計	1,132	781	69.0	28,442	23,658	52,100

第2 調査結果

1 喫煙率の状況

回答が得られた781施設の構成員のうち、喫煙者の数は、男性 7,131 人(28,442 人中)、女性 1,417 人(23,658 人中)、合計 8,548 人(52,100 人中)であり、喫煙率は、男性 25.1%、女性 6.0%である。

喫煙率の年次推移を見ると、男性の喫煙率は、調査開始当初からは半数に減少しているが、前回の調査結果より4.1ポイント増加している。女性は平成22年度から減少しているが、前回の調査結果より0.5ポイント増加している。【図1】

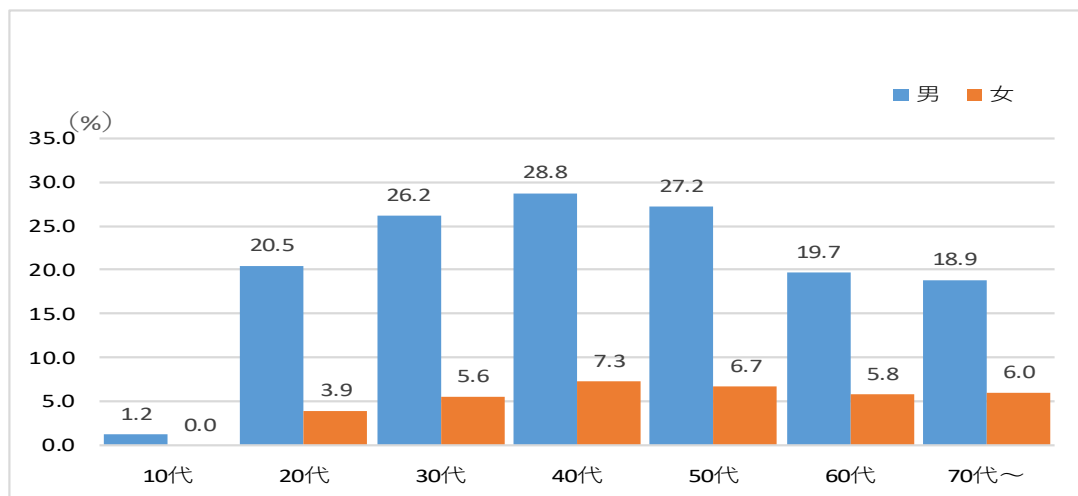


【図1】喫煙率の年次推移

平成4年度調査から100人以上の民営事業所を追加
平成10年度調査から病院を追加
平成20年度調査から民営事業所は50人以上に拡大

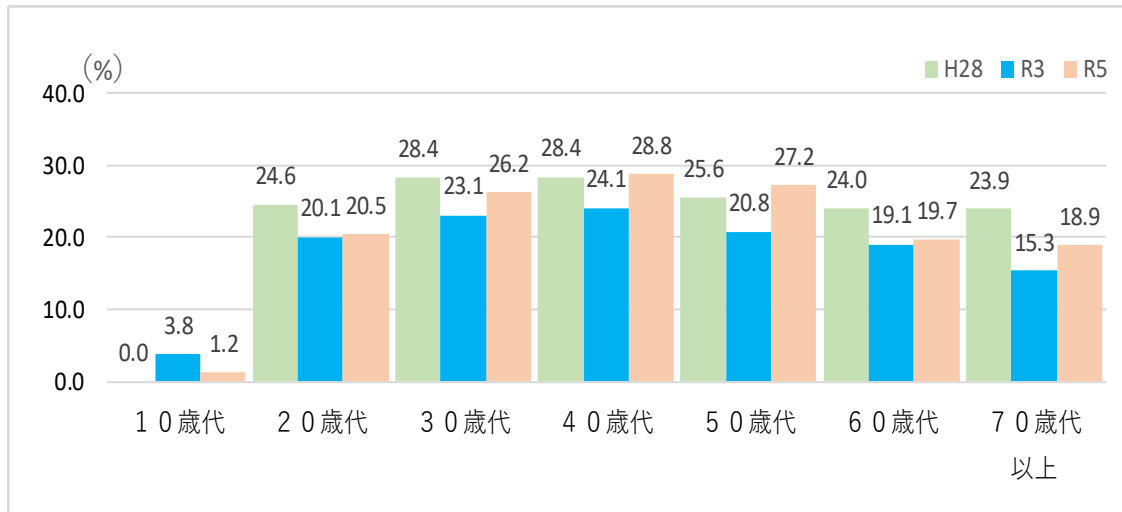
2 男女別・年代別の喫煙率

男女別・年代別の喫煙率の年次推移を見ると、男女ともに40歳代まで喫煙率が増加し、以降、減少傾向である。【図2】



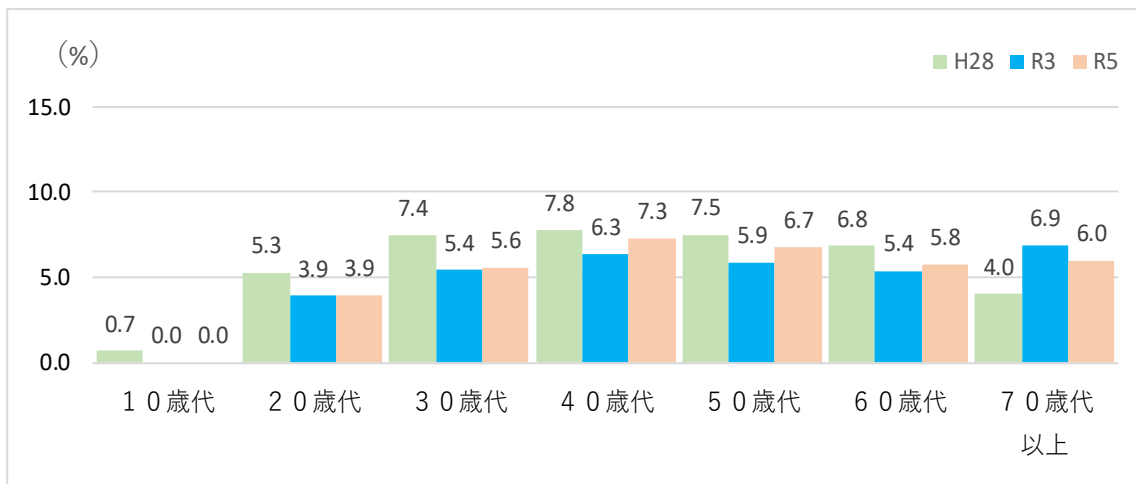
【図2】男女別・年代別喫煙率

改正健康増進法の施行前 H28 と施行後の R3、R4 の推移を見ると、男性の 40 歳代。と 50 歳代は R5 の方が H28 より喫煙率高い。【図3】



【図3】年代別喫煙率の年次推移(男性)

女性では 70 歳代で、R5 の方が H28 より喫煙率が高い。【図4】



【図4】年代別喫煙率の年次推移(女性)

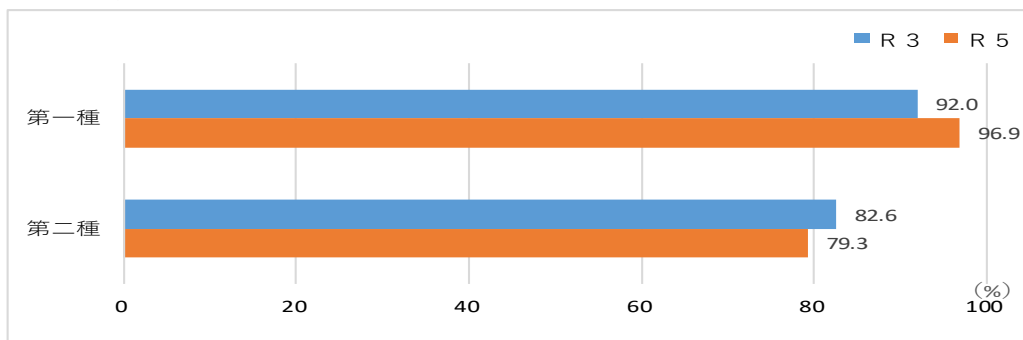
3 職場の喫煙対策

令和2年4月1日、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行され、施設類型により規制内容が異なる^(※)。施行後3年を経過し自施設はどちらに属しているかの認知度や喫煙場所の設置状況、職場の環境面に対する喫煙対策等について聞いたところ、結果は以下のとおりである。

- (※)○**第一種施設**(多数の者が利用する施設のうち、学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等)は、**敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所の設置可)**
 ○**第二種施設**(多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設・民営事業所等)は、**原則屋内禁煙(喫煙専用室の設置可)**

(1) 事業所の施設類型(自施設の類型の理解度)

施設類型理解度は【図5】のとおりで、第一種施設が「敷地内禁煙」と理解している割合は96.9%であり、第二種施設で「原則屋内禁煙」と理解している割合は79.3%である。前回調査(R3)と比較すると、第一種施設では4.9ポイントの増で、第二種施設では3.3ポイントの減であった。第二種施設の中で32施設(12.0%)は既に敷地内禁煙としている。



【図5】事業所の施設類型理解度

(2) 屋外喫煙場所の設置状況

屋外喫煙場所設置状況は【表2】のとおり。全体では37%の施設で屋外に喫煙場所を設置している。前回調査では38%であり、ほぼ横ばいの状況。

敷地内禁煙である第一種施設では約20%の施設で屋外に喫煙場所を設置している。前回調査の22.9%より3ポイント減となった。第二種施設においても前回調査の73.9%より3ポイントの減であった。

【表2】屋外喫煙場の設置率

	施設の種類(%)		計
	第一種	第二種	
設置している	102(19.8%)	188(70.7%)	290(37.1%)
設置していない	407(79.0%)	60(22.5%)	467(59.8%)
未回答	6(1.2%)	18(6.8%)	24(3.1%)
合計	515	266	781

(3) 喫煙専用室の設置率(第二種施設のみ)

喫煙専用室の設置率は、「設置している」が15.1%(40施設)、「設置していない」が69.5%(185施設)であり、約70%は屋内を全て禁煙にしている。【表3】

なお、喫煙専用室を設置せず、屋外喫煙場所を設置していない民営事業所(32施設)は敷地内禁煙であり、第一種施設の敷地内禁煙(407施設)と合わせて439施設となる。敷地内禁煙の割合は、全事業所に対して56.2%であり、前回調査結果(58.3%)とほぼ同様であった。

【表3】 喫煙専用室の設置率

	施設数	率(%)
設置している	40	15.1
設置していない(屋内禁煙)	185	69.5
未回答	41	15.4
合計	266	100.0

4 職員(従業員)への喫煙対策

(1) 喫煙対策の実施率

喫煙対策の実施率は、「実施している」が52.1%、「実施していない」が47.5%である。【表4】「実施している」事業所は、「病院」が76.9%と最も高く、最も低いのは「国の機関」の42.6%である。【表5】

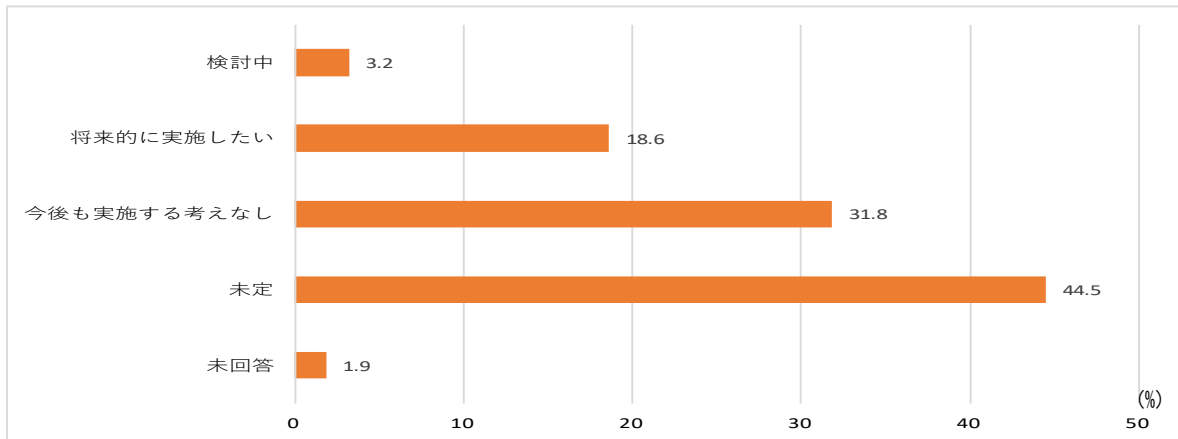
「喫煙対策を実施していない」と答えた事業所(n=371)に対して、喫煙対策を今後実施する意向があるのか聞いたところ、「未定」が44.5%、次いで「今後も実施する考えなし」が31.8%、「将来は実施したい」が18.6%であることから、事業所が喫煙対策実施してもらえるように支援方法の検討が必要である。【図6】

【表4】 職員(従業員)への喫煙対策の実施率

	施設数	率(%)
実施している	407	52.1
実施していない	371	47.5
未回答	3	0.4
合計	781	100.0

【表5】職員(従業員)への喫煙対策の実施率(調査対象別)

調査対象	回答数	実施している	割合(%)	実施していない	割合(%)	未回答
国の機関	61	26	42.6	35	57.4	0
県の機関	55	35	63.6	19	34.5	1
病院等	52	40	76.9	12	23.1	0
市町村関係	31	16	51.6	14	45.2	1
小・中・高・支援学校	288	131	45.5	156	54.2	1
大学、短期大学、専門学校	28	12	42.9	16	57.1	0
民営事業所	266	147	55.3	119	44.7	0
合計	781	407	52.1	371	47.5	3

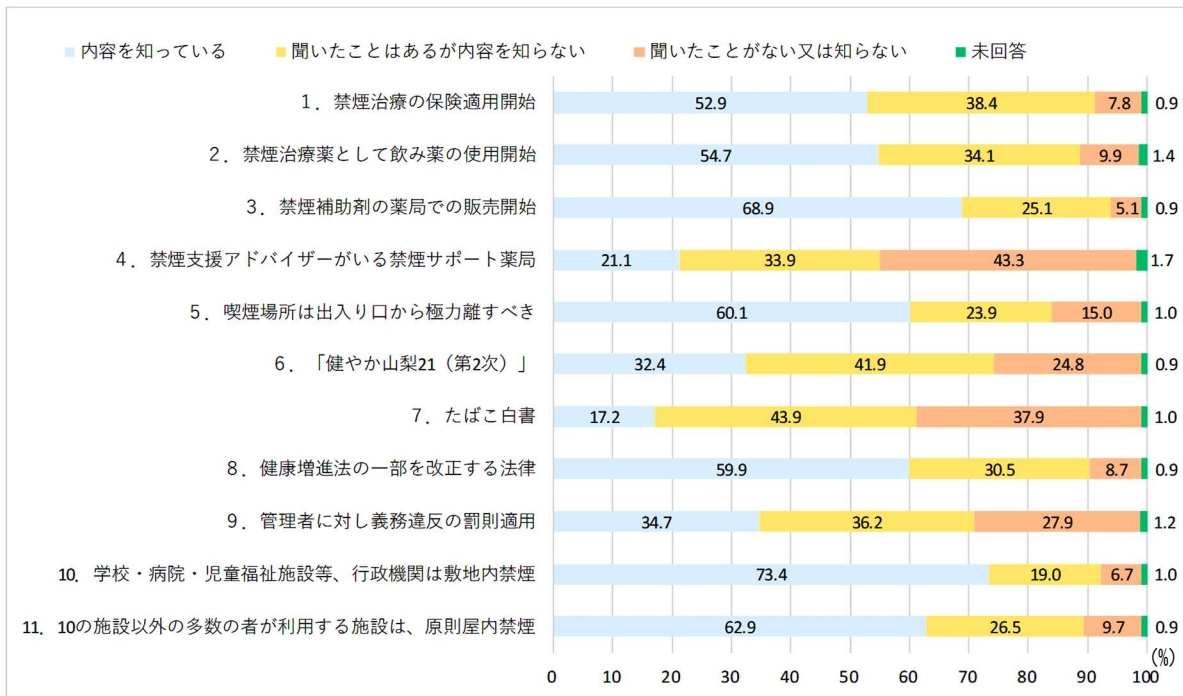


【図6】 職員(従業員)への喫煙対策に関する意向

4 たばこに関する知識(認知度)

事業所の衛生管理者又は施設管理者のたばこ対策に関する知識として、受動喫煙と健康障害、たばこ対策に関する法律や情報把握等について聞いたところ、受動喫煙の害に関する項目では、すべて前回より上昇している。

健康増進法の一部を改正する法律の公布に関しては、「内容を知っている」(59.9%)が前回の調査結果(66.4%)より減少している。法律に罰則があることに関しては、「聞いたことはあるが内容は知らない」「聞いたことがない・知らない」(64.1%)が、前回の調査結果(60.8%)に比べ増加しており、引き続き周知が必要である。



【図7】 たばこに関する情報についての認知度